別表第二（第三十三条関係）

	記載すべき事項	
	一般記載事項	設備別記載事項（届出に係る工事の内容に関係のあるものに限る。）
貯留等工作物等の種類		
試掘場	1　試掘場の名称及び位置（都道府県郡市区町村字を記載すること。） 2　坑井の予定深度 3　掘削方式	1　型式、構造及び主要寸法 2　掘削作業に使用する原動機の種類、型式、定格キロワット数及び個数
一　掘削用機械		
（一）　やぐら		
（二）　巻揚機		
（三）　トラベリングブロック等		
（四）　泥水循環設備		

	添付書類（届出に係る工事の内容に関係のあるものに限る。）
試掘場	1　試掘場の位置を明示した縮尺二万五千分の一以上の地形図 2　主要な設備の配置の状況を明示した図面 3　陸域においては、坑井の坑口と住宅、学校、病院その他の施設との距離を示す図面 4　海域においては、掘削する場合にあっては水深及び海底構造を示す図面
一　掘削用機械	鉱山保安法施行規則第一条第二項第二十三号に規定する掘削パージを用いて掘削する場合にあっては、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第九条第一項に規定する船舶検査証書その他の船舶に関する事項を証する書類の写し
（一）　やぐら	1　やぐら及びその附属設備の構造図（これらの配置の状況が明らかとなるように図示すること。） 2　基礎に関する説明書及び基礎の状況を明示した図面 3　強度計算書 4　やぐらの倒壊防止に関する説明書
（二）　巻揚機	1　巻揚機及びその附属設備の構造図（これらの配置の状況が明らかとなるように図示すること。） 2　巻揚用ロープの強度計算書 3　巻揚用ロープの腐食防止に関する説明書 4　巻揚機の吊り上げ荷重その他の荷重を測定するための装置の構造図 5　巻揚機のブレーキ及び非常遮断装置に関する説明書
（三）　トラベリングブロック等	1　トラベリングブロック等の構造図（これらの配置の状況が明らかとなるように図示すること。） 2　強度計算書 3　トラベリングブロックの保護設備に関する説明書 4　フックの安全装置に関する説明書 5　設備をつり下げた状態において安定性を確保するためのおもりの位置及び保護設備に関する説明書
（四）　泥水循環設備	1　泥水循環設備の構造図（これらの配置の状況が明らかとなるように図示すること。） 2　ポンプの安全弁の構造図 3　高圧ガス製造設備の構造図 4　高圧ガス製造設備の強度計算書 5　高圧ガス製造設備の安全弁又は逃し弁の吹出量計算書及び安全弁又は逃し弁の構造図

	主要寸法及び材料（控綱の材料を含む。）
試掘場	
一　掘削用機械	
（一）　やぐら	
（二）　巻揚機	1　型式及び巻揚能力 2　主要寸法 3　巻揚用ロープの材料 4　巻揚機の吊り上げ荷重その他の荷重を測定するための装置の種類、主要寸法、個数及び取付箇所
（三）　トラベリングブロック等	1　種類及び型式 2　主要寸法及び材料
（四）　泥水循環設備	1　ポンプの種類及び能力 2　主要寸法及び材料 3　ポンプの安全弁の種類、主要寸法、材料、個数及び取付箇所 4　高圧ガス製造設備の型式、能力、出口の圧力及び最高使用圧力 5　高圧ガス製造設備の安全弁又は逃し弁の種類、主要寸法、材料、個数及び取付箇所 6　ロータリーホースの材料